

山形県県営住宅等指定管理者
募 集 要 項

令和4年8月
山 形 県

山形県県営住宅等の指定管理者募集要項

山形県営住宅入居者等に対するサービスの向上及び県営住宅の適切な維持管理並びに県民に対する的確な住情報の提供を図るため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）、山形県県営住宅条例（昭和 37 年 3 月県条例第 23 号。以下「県営住宅条例」という。）及び山形県すまい情報センター条例（平成 12 年 10 月県条例第 76 号。以下「センター条例」という。）に基づき、山形県県営住宅及び山形県すまい情報センター（以下「山形県県営住宅等」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

(1) 施設の名称

山形県県営住宅及び山形県すまい情報センター（以下「センター」という。）

(2) 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

(4) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）、県土整備部建築住宅課のページへの掲載等により公表します。

(5) 協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

(6) 問合せ先

山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 （山形県庁 12 階）
電 話 023-630-2649
F A X 023-630-2639
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせはこちら」から

2 施設の概要

(1) 県営住宅

- ① 団 地 数 76 団地
- ② 棟 数 198 棟
- ③ 管 理 戸 数 3,275 戸
- ④ 駐 車 場 管 理 区 画 数 3,224 区 画
- ⑤ 施 設 の 詳 細 別 添 「 山 形 県 県 営 住 宅 等 の 管 理 業 務 仕 様 書 」 (以 下 「 仕 様 書 」 と い う 。) の と お り 。

※①～⑤の状況は建替え等によって変動することがあります。なお、変動があった場合は年度協定締結時に協議します。

(2) センター

- ① 所 在 地 山 形 県 山 形 市 城 南 町 一 丁 目 1 番 1 号 霞 城 セ ン ト ラ ル ビ ル 22 階
- ② 設 置 年 月 日 平 成 13 年 1 月 1 日
- ③ 施 設 の 詳 細 別 添 仕 様 書 の と お り

(3) 現指定管理者 株式会社西王不動産

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 県営住宅の保守点検及び維持修繕
- ② 入居募集及び入退去に関する業務
- ③ 入居者への対応
- ④ 県営住宅使用料（家賃）及び駐車場使用料の収納に関する業務
- ⑤ すまい情報センターの防火管理者として消防訓練等の実施業務

(2) 施設の管理運営業務

- ① 管理運営に関する書類の作成及び県からの承認手続き
- ② 住宅・空き家に関する相談業務の実施
- ③ 住情報提供
- ④ 居住支援相談
- ⑤ 霞城セントラル管理組合に対する管理費及び負担金の支払い

(3) その他の業務

- ① 事業計画書及び収支計画書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ 四半期毎の報告
- ④ サービス向上に向けた事故検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑤ 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継書
- ⑥ 県営住宅等管理業務に係る電算システム業務

⑦その他の業務

※ 詳細は仕様書を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続きの実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和4年8月2日(火)～9月13日(火) |
| ② 質問書の受付 | 令和4年8月2日(火)～8月30日(火) |
| ③ 募集説明会の開催 | 令和4年8月25日(木) |
| ④ 申請書類の受付 | 令和4年9月5日(月)～9月13日(火) |
| ⑤ 審査 | 令和4年10月上旬～中旬 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和4年11月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和5年1月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和5年2月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続き

① 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和4年8月2日(火)から9月13日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 配布場所 山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当
なお、県のホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp>)からも入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間 令和4年8月2日(火)から8月30日(火)午後5時(必着)まで

イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 募集説明会

ア 開催日時 令和4年8月25日(木)午後1時30分から実施
イ 場所 村山総合支庁 講堂
ウ 参加人員 各法人等2名以内

エ 申込方法等 説明会参加申込書(様式6)へ団体名及び参加者名等を記入の上、郵送、電子メール又はFAXで、山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当に令和4年8月18日(木)午後5時(必着)までにお申し込みください。

なお、説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受付期間 令和4年9月5日(月)から9月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)

イ 受付方法 山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

10月上旬から中旬の間に実施します。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。(11月予定)

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。(令和5年1月予定)

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。(令和5年2月予定)

(3) 申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

ア 県内に主たる事務所(本店)を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

・ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及

び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

コ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年法律第60号。以下「賃貸住宅管理業務法」という。)に基づき、賃貸住宅管理者として国土交通大臣の登録を受けていることとともに、賃貸住宅管理業務法で定める業務管理者を、仕様書「I 基本事項」「2 施設の運営に関する基準」「(2) 管理拠点及び施設使用料」に記載の4つの本所支所に置くことが可能である(常駐であることを問わない)こと。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③の工からカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を**20部(正本1部、副本19部)**提出してください。なお、事業計画書については、電子ファイル(DVD、CDのいずれか)でも1部提出してください。

ア 指定管理者の指定申請書(様式1)

イ 法人等の概要(様式2-1)

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表(様式2-2)も提出してください。

ウ 事業計画書(様式4)、収支計画書(様式3-1及び様式3-2)

エ 山形県県営住宅等の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの

申立書（様式9）

オ 労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式10）

カ 関係書類

- a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（A4 任意様式）
- b 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）（A4 任意様式）
- c 法人等の役員の名簿及び履歴書（役職名、氏名、氏名の読み、性別、生年月日を含むもの。）（A4 任意様式）
- d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（A4 任意様式）
- e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- f 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- g 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- h 社会保険への加入状況を確認できる書類
〔雇用保険〕下記の書類のいずれか
・資格取得等確認通知書（写）
・直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）
〔健康保険及び厚生年金保険〕下記の書類のいずれか
・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）
・直近の保険料の領収通知書（写）
- i 賃貸住宅管理実績及び現在の管理体制（様式5）
- j 賃貸住宅管理業者として国土交通大臣の登録を受けていることを証する書類、4つの本所支所に配置する業務管理者の名簿（任意様式）及び業務管理者の要件を満たすことが分かる書類（ただし、申請時点で登録を受けていない、業務管理者を確保できていない、要件を満たしていない場合は、令和4年9月30日（金）まで提出すること。提出できない場合は失格となります。）
- k その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

- ア 申請書類の記載に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定めるものに限ります。
- イ 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める

場合があります。

ウ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

エ 申請書類の修正（軽微な修正は除く）は、原則できません。

オ 申請書類を提出した後に辞退する際には、様式8により辞退届を提出してください。

なお、辞退届の提出は令和4年9月14日（水）から令和4年9月20日（火）までとし、辞退届提出後の本業務への再申請はできません。

カ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

キ 応募一団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

ク 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

(4) 欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

県は、予算の範囲内で、指定管理者に次に記載する上限額以内で指定期間中における管理運営に要する管理経費として指定管理料を支払いますので、収支計画書（様式3-1及び様式3-2）の「指定管理料」の欄に記載するうえで参考にしてください。

PFI事業で整備した住宅の保守点検費については管理経費の対象外としますが、令和8年度から、十日町団地にかかる保守点検費を管理経費の対象とします。

※PFI事業で整備した住宅：十日町団地30戸（山形市）、北新町団地66戸（酒田市）、城北団地16戸（米沢市）

<参考>令和4年度の県営住宅の維持修繕（年度毎に実費精算）の経費 209,281千円

(1) 上限額

- ① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
336,285千円	336,285千円	336,319千円	339,555千円	339,556千円	1,688,000千円

※ 申請の際は、この上限額以内で指定管理料を提示してください。

なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。

② 指定管理料については、指定管理者から提出される事業計画書に提示された管理経費を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。(年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。)

③ 包括協定で明記した内容に含まれていない臨時的な業務や新たな項目の追加の必要が生じた場合、その内容及び額等を県及び指定管理者の両者で確認したうえで、年度協定に定めます。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、分割して指定管理料を支払います。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 県が支払う指定管理料に含まれるもの

① 人件費、保守点検費、事務費(消耗品、電話料等)、負担金等、事業費
申請者からの提案額に基づき協定書で定めた額で執行します。

② 維持修繕費

維持修繕費については、県が示す額に基づき協定書で定めた額を上限として執行し、年度末に精算を行います。

③ 臨時的な業務にかかる経費

包括協定に明記した内容に含まれていない臨時的な業務又はリスク負担において、県負担となる事項を指定管理者が実施する場合

(4) 会計処理

山形県県営住宅等の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

審査委員会における審査は、以下のとおり行います。

① 第一次審査(申請者に必要な資格、要件に関する適格検査)

申請者から提出された書類をもとに、募集要項に定めた書類・資格・要件が備わっているか審査します。

不適格の申請者については、第二次審査の対象となりません。

② 第二次審査

ア 基本要件に関する適格審査

申請者から提出された書類をもとに、指定管理者として最低限必要な要件を満たしているか審査します。

イ プレゼンテーション

申請者が自らの提案を説明するとともに、質問事項に答える機会を設けます。

ウ 提案内容審査

基本要件に関する適格審査とプレゼンテーションの結果を総合的に判断して、可否の決定及び評価、採点を行い、指定管理者の候補者とすべき者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等

審査委員会が申請者を審査するにあたっては、次表による審査項目により審査します。なお、審査配点における“標準”の定義については、県庁建築住宅課内で閲覧できます。

① 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等への理解や、申請者が提案した方針は、県が示す管理運営方針をはじめとする関係法令に照らして適切か。 ・申請者の納税の実施、反社会的勢力との関係が無いこと等経営モラルは適切か。 	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る 検証等結果【検証シート】	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が提案したやり方、人員体制等から、当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 ・賃貸住宅管理業の登録を受けているか。 ・4つの本所支所に業務管理者を選任することは可能か。 	事業計画書 賃貸住宅管理業の登録を証する書類、 業務管理者の名簿 (任意様式)及び業務管理者の要件を満たすことが分かる書類	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 	労働法令違反状	

		・最低賃金は遵守しているか。	況、最低賃金の遵守状況等	
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・公正・公平な入居資格審査、生活弱者である倍率優遇世帯等への取組みは適切か。 ・公正・公平な住宅相談への取組み内容は適切か。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5点
事業計画書の内容が施設の目的を効果的に達成することができること	管理経費における経済性	・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	20点
	サービス向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・賃貸住宅の管理、維持修繕及び保守点検等に係るノウハウ及び配置予定職員の業務実績等はサービス向上に資するものか。 ・住宅相談のノウハウ、配置予定職員の業務実績及び資格の有無並びに他の相談機関との連携等の体制はサービス向上に資するものか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	30点
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策)は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容 (回数、箇所等)	6点
	利用者の増加を図るための具体的手法	・提供する住情報の更新計画等、利用拡大の取組み内容は十分か。 ・センターの利用促進のための広報計画の内容は適切か。 ・県営住宅の空き住戸を減らす取組みは適切か。	事業計画書	5点
	管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	・地域の関わりが強い活動や地域と一体になった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	4点
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同企業体協定書	7点
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	7点
その他	入居者等からの要望等への対応	・入居者、相談者及び近隣住民等からの要望、苦情等の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。	事業計画書 (相談体制)	3点
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策(未然防止対策を含む)の対策は妥当か。 ・施設、入居者等の安全管理に対する取組内容は適切か。	事業計画書 (リスク管理) (緊急時体制)	2点
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	2点
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3点
	県の施策への協力	・県が進める各種施策(別表)に対し、協力しているか。	会社概要等	3点
	家賃収納の取組み	・入居者に対する家賃の納入指導及び家賃滞納整理に対する取組みは適切か。	事業計画書	3点
計				100点

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|--|
| ①エコアクション21取得
②障がい者雇用
③子育て支援
④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言
⑤建設雇用改善優良事業所表彰
⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
⑧山形ウーマノミクスの推進
⑨協力雇用主としての活動
⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）
⑪建設業界の新3K（給料、休暇、希望）の実現に向けた取組み |
|--|

② 現指定期間中の検証における評価結果による加点

現指定管理者が応募した場合、現指定管理期間中における当該施設の「サービス、管理運営状況の検証における評価」の結果を選定審査の審査に反映させることとし、現指定管理期間中の評価結果のうち「サービス向上」と「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目に係るA評価の割合に応じ、審査委員会の審査における審査項目「サービスの向上を図るための具体的手法」及び「地域経済への貢献」に係る配点の最大60%を得点（各委員の平均点）に加点します。（これにより、現指定管理者が応募し、加点された場合、合計点が100点を超える場合があります。）

※現指定管理者が応募した場合の加点は6点です。

<評価結果の反映方法>

	検証におけるA評価の割合（評価項目ごと）			
	50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
加点率	加点なし	配点の20%	配点の40%	配点の60%

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（開所時間、開所日等）に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項

- ⑥ 事業報告（添付書類を含む）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

（2）年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度における事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ 疑義の決定
- ⑤ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。県営住宅条例、センター条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

（1）地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 山形県行政手続条例（平成 8 年 3 月県条例第 9 号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

(3) 山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月県条例第 62 号）

県では、個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関して必要な事項及び保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利等を条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、県政の適正かつ公正な運営を図っています。

本条例第 9 条において、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても同条の規定が適用されます。

(4) 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）

公益通報者に対する不利益な取扱いが禁止されており、また、公益通報者に関し指定管理者がとるべき措置等を講じることとします。

10 情報公開について

(1) 指定申請書類の著作権及び公表

指定申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続きの透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続きを行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
(例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合
- ⑦ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) 管理に要した費用の精算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

様式1

指定管理者の指定申請書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者
所在地
名称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

山形県県営住宅
及び山形県すまい情報センター

法人等の概要

(令和 年 月 日現在)

ふりがな 法人等名			
所在地	〒		
電話番号・FAX			
設立年月日			
代表者 役職・氏名			
資本(出資)金	千円	(令和 年 月現在)	
主要株主等	①	:割合	% ※小数点以下四捨五入
	②	:割合	%
	③	:割合	%
	④	:割合	%
職員数	(令和 年 月現在)		
	総数	人 (常勤	人) (非常勤
		人)	人)
県営住宅等管理 業務担当職員数	(新規採用予定人員を含む)		
	総数	人 (常勤	人) (非常勤
		人)	人)
主要業務			
応募に関する担当連絡先			
担当部署名			担当者名
電話番号			FAX 番号
E-mail			

共同企業体申請構成表

(令和 年 月 日現在)

代表法人等	ふりがな 法人等名	
	所在地	〒
	代表者 役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成法人等 A	ふりがな 法人等名	
	所在地	〒
	代表者 役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成法人等 B	ふりがな 法人等名	
	所在地	〒
	代表者 役職・氏名	
	主に担当する業務	

【様式3-1】収支計画書（消費税課税事業者の場合） ※税込様式も併せて作成
 収支計算書（積算内訳）
 収入（消費税抜き）

単位：千円

区分	(参考) R3実績	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計
指定管理料	298,791						
収入計	298,791						

支出（消費税抜き）

単位：千円

区分		(参考) R3実績	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計
年度末精算対象外	人件費	給与・賞与	/	/	/	/	/	/
		法定福利費等	/	/	/	/	/	/
		小計	64,563					
	保守点検費	給水施設清掃	/	/	/	/	/	/
		浄化槽水質検査	/	/	/	/	/	/
		エレベーター点検	/	/	/	/	/	/
		消防設備点検	/	/	/	/	/	/
		建築物定期点検	/	/	/	/	/	/
		非常用照明定期点検	/	/	/	/	/	/
		植栽維持管理	/	/	/	/	/	/
		その他住宅施設点検	/	/	/	/	/	/
		小計	26,595					
	事務費	修繕等執行事務費	/	/	/	/	/	/
旅行・交通費		/	/	/	/	/	/	
消耗品費		/	/	/	/	/	/	
印刷製本費		/	/	/	/	/	/	
通信費		/	/	/	/	/	/	
自動車関連経費		/	/	/	/	/	/	
駐車場利用券購入費		/	/	/	/	/	/	
使用料及び賃借料		/	/	/	/	/	/	
支所光熱水費		/	/	/	/	/	/	
住宅管理システム保守費		/	/	/	/	/	/	
小計		11,453						
負担金等	ビル管理費等負担金	/	/	/	/	/	/	
	光熱費	/	/	/	/	/	/	
	小計	4,993						
事業費	住宅相談業務費	/	/	/	/	/	/	
	住情報提供業務費	/	/	/	/	/	/	
	小計	950						
精算対象	維持修繕費	/	/	/	/	/	/	
	一般修繕	/	/	/	/	/	/	
	退去修繕	/	/	/	/	/	/	
計	190,237	197,840	197,841	197,841	197,841	197,842	989,205	
支出計		298,791	197,840	197,841	197,841	197,841	197,842	989,205

消費税

区分	(参考) R3実績	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計
借受消費税	29,724						
仮払消費税	23,423						

【様式3-2】収支計画書（その他の事業者の場合）

収支計算書（積算内訳）

収入（消費税込み）

単位：千円

区分	(参考) R3実績	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計
指定管理料	322,213						
収入計	322,213						

支出（消費税抜き）

単位：千円

区分	(参考) R3実績	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	計		
人件費	給与・賞与 法定福利費等								
	小計	64,563							
保守点検費	給水施設清掃 浄化槽水質検査 エレベーター点検 消防設備点検 建築物定期点検 非常用照明定期点検 植栽維持管理 その他住宅施設点検								
	小計	29,255							
	事務費	修繕等執行事務費 旅行・交通費 消耗品費 印刷製本費 通信費 自動車関連経費 駐車場利用券購入費 使用料及び賃借料 支所光熱水費 住宅管理システム保守費							
		小計	12,598						
		負担金等	ビル管理費等負担金 光熱費						
			小計	5,492					
		事業費	住宅相談業務費 住情報提供業務費						
			小計	1,045					
精算対象 維持修繕費		一般修繕 退去修繕							
		計	209,261	217,625	217,625	217,625	217,626	1,088,126	
		支出計	322,214	217,625	217,625	217,625	217,626		

- ※1 維持修繕費は年度末精算を行うため固定費として計上しています。管理運営業務仕様書「9 施設等の修繕」に記載のとおり、年間の修繕費の額の範囲内で行う事を原則とし、その額を超える修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご注意ください。
- ※2 各項目の小計、計、合計について記入ください。
- ※3 人件費（給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等）については、施設の実態に応じて、内訳を別紙で作成してください。
- ※4 過去の実績を参考に、施設の状態も確認いただき、記載してください。
 なお、十日町団地の保守点検は、令和8年度から実施していただくこととなります。
 (参考) 十日町団地における保守点検業務
 (1) 昇降機保守管理業務
 (2) 消防設備等及び建設設備の維持管理点検業務
 (3) 給水設備の清掃業務
 (4) 避雷針点検業務
 (5) テレビ電波受信障害施設の維持管理点検業務
 (6) 水道施設点検業務
 (7) その他これらを実施する上で必要な関連業務
 また、霞城セントラルの管理負担金（損害保険料、特別修繕金の合計額と駐車場使用料を持ち分割合で算出した配分額を相殺後の額）を負担金として支払っていただきます。
 R 5 973,521千円（見込み）
- ※5 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表（任意様式）を作成してください。
- ※6 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

「人件費」内訳書(例)

1 職員数内訳		
ア 常勤職員		名
イ 非常勤職員等（アルバイト等）		名
2 給与		
	計	千円
ア 常勤職員	小計	千円
給与	単価(月額)×〇名×月数	= 千円
ボーナス等	年額	千円
イ 非常勤職員等（アルバイト等）	小計	千円
給与	単価(月額)×〇名×月数	= 千円
ボーナス等	年額	千円
3 法定福利費		
	計	千円
ア 常勤職員	小計	千円
イ 非常勤職員等（アルバイト等）	小計	千円
4 各種手当等		
	計	千円
ア 常勤職員	小計	千円
イ 非常勤職員等（アルバイト等）	小計	千円
5 その他		
	計	千円

様式 4

県営住宅等の管理運営に係る事業計画書

【A 4用紙 10 枚以内を基本とし、下記項目等について記載してください。】

令和 年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

- 1 基本事項について
 - (1) 県営住宅等への理解、管理運営方針について
 - (2) 収支計画と事業計画について
 - (3) 施設の維持管理について
 - ア 具体的な管理方法（維持管理水準）
 - イ 施設の適切かつ安定的に管理運営する方法
 - (4) 労働法令の遵守状況、雇用・労働条件について
- 2 施設の平等利用の確保について
 - (1) 公正・公平な入居資格審査、生活弱者である倍率優遇世帯等への取組みについて
 - (2) 公正・公平な住宅相談への取組みについて
- 3 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができることに
ついて
 - (1) 管理経費の提案額について（様式 3 の支出計画の内容説明等）
 - (2) サービス向上のための具体的手法について
 - (3) 賃貸住宅の管理、維持修繕及び保守点検等に係るノウハウ及び配置予定職員の業務
実績について
 - (4) 住宅相談に係る人員配置及び他機関との連携等の体制について
 - (5) 施設の維持管理について
 - ア 具体的な管理方法（維持管理水準）
 - イ 施設の安全管理、県営住宅入居者及びセンター利用者の安全管理（防犯・防災・
事故防止・感染症防止等の対策）の取組み
 - (6) 住情報の更新計画、センター利用促進のための広報計画
 - (7) 県営住宅の空き住戸を減らす取組み
- 4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有することについて

- (1) 職員体制（人数、責任分担、有資格者、経験者の配置等）について
※管理組織図、管理体系図等を添付してください。
- (2) 職員の採用（新たに雇用する人数及び雇用する地域）、確保方策について
- (3) 職員の育成、研修体制について
- (4) 外部委託の実施計画について
- (5) 財務状況及び金融機関等の支援体制について（流動比率、自己資本比率を記載）
- (6) （共同企業体の場合のみ記載）構成団体の責任・役割分担
- (7) 協定違反における山形県の公の施設の指定管理者としての協定違反の事実の有無、及び違反があった場合の適正な措置内容

5 その他について

- (1) 入居者、利用者等からの要望、苦情等の把握及び対応体制について
- (2) 防災対策及び緊急時の対策について
- (3) 個人情報保護、情報公開及び公益通報者保護の取組みについて
- (4) 地域経済への貢献について
 - ア 地元企業の参画・活用や地域経済への貢献
- (5) 県の施策への協力
 - ア 県が進める各種施策（別表）に対する協力
- (6) 家賃収納への取組み
 - ア 入居者に対する家賃の納入指導及び家賃滞納整理に対する取組み

6 その他独自の提案があれば記入してください。

※募集要項 6 (3) ① 選定基準ごとの審査項目及び配点の「審査のポイント」の項目を参考に、具体的に記載してください。

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ①エコアクション 21 取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧山形ウーマノミクスの推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪建設産業の新 3 K（給料、休暇、希望）の実現に向けた取組み |
|---|

様式 5

賃貸住宅管理実績及び現在の管理体制

住宅の名称	所在地	構造及び戸数	管理開始
			H〇年〇月
戸数計			

※欄が不足する場合は、上記様式に準じて、用紙を追加してください。

令和 年 月現在の管理体制(組織図)

※記載例

```

    課長(経験年数 年) ———— (〇〇) 担当
                               (〇〇) 経験年数 年)
                               (〇〇) 経験年数 年)
                               ———— (〇〇) 担当
                                       (〇〇) 経験年数 年)
                                       (〇〇) 経験年数 年)
    
```

(職名の後に経験年数を記載して下さい)

※別紙による提出も可。この場合、A4版1枚以内としてください。

様式 6

山形県県営住宅等指定管理者募集説明会参加申込書

山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当 あて
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁12階）
電話 023-630-2649 FAX 023-630-2539

郵送、FAX、電子メールのあて先：募集要項「1（6） 問い合わせ先」参照。
※添書なしで、このまま郵送、FAX、電子メールで送付してください。

令和 年 月 日

団 体 名		
参加者氏名	役 職 名	氏 名
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電 子 メール ア ド レ ス	

※各団体の参加者は2名以内でお願いします。

※令和4年8月18日（木）午後5時まで申し込みください。

様式 7

令和 4 年 月 日

山形県県土整備部建築住宅課長 殿

住 所
電 話 番 号
団 体 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

山形県県営住宅等の指定管理者の公募について、次の項目を質問します。

番 号	質 問 事 項

- 注) 1. 用紙はA 4判タテで、コピー（複写）できるものとしします。
2. 記入は、黒インク、黒ボールペン、ワープロなどの類としします。
3. 複数質問がある場合は、項目番号を付けてください。
4. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
5. 質問書は令和 4 年 8 月 30 日（火）午後 5 時までご提出ください。

様式 8

辞 退 届

令和 4 年 月 日付けで山形県県営住宅等の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

令和 4 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(提出者) 住 所
電 話 番 号
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者
所在地
名称
代表者氏名

山形県県営住宅等の指定管理者の指定申請に係る申立書

山形県営住宅等の指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等により共同企業体を構成して申請する場合は、その構成員。）は、下記のとおりであることを申し立てます。

記

※提出にあたっては□に✓点を記入してください。

- 1 県内に主たる事務所（本店）を有している。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。
- 3 山形県から指名停止措置を受けていない。
- 4 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。
- 6 次のいずれにも該当しない（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- 7 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でない。
- 8 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でない。
- （共同企業体での申請の場合のみ）
- 9 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が 1 から 8 までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものである。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

令和 年 月 日

労働関係法令の遵守に関する誓約書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

所在地

名称

代表者氏名

山形県県営住宅等の指定管理者の指定申請にあたり、下記に掲載した事項に相違ありません。

記

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害補償保険法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反しておりません。